

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策と現状 Update No.20（2021/10/15）

長崎県医師会 新型コロナウイルス感染症対策会議から

1. 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援 補助金について（日医発 R3.10.8 付 第1564号・税経55、地333、健Ⅱ352）

本補助金は、院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所に対し、令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）を交付の対象とするものです。

本補助金の申請受付期間は、令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日とされており、原則としてインターネットを利用した電子申請での申請を予定しています。申請用 Web サイトは厚生労働省において準備中であり、掲載され次第、再度ご案内をさせていただきます。

また、領収書等の証拠書類の提出は省略されます（医療機関等において交付決定から5年間は保管をいただきますよう、お願いいたします）。

なお、インターネットを利用した電子申請が困難な場合は、厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンターまでお問い合わせをお願いします。その際に郵送等の申請方法について案内を受けることができます。

また、申請に関する相談などは、以下のコールセンターまでお問い合わせをお願いします。

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日 9:30～18:00）

※本補助金に関する資料は、厚生労働省の下記サイトにも掲載されています。

電子申請につきましても準備ができ次第、下記サイトに掲載される予定です。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

概要を下記いたしますが、厚生労働省ホームページ『令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金』について』（上記 URL）の『ご案内』に掲載の「医療機関等への案内」、「事業の概要」、「Q&A」、「交付要綱」もご参照下さい。

補助の対象となる医療機関

※全医療機関が対象です！！

◆補助の対象となる医療機関等は、「院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」であることを要件としています。

補助基準額（上限）

◆以下の区分ごとに、次に定める額となります。

- ・病院・有床診療所（医科・歯科） 10万円
- ・無床診療所（医科・歯科） 8万円
- ・薬局・訪問看護事業者・助産所 6万円

補助の対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要する次の経費です（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

- ・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

申請手続

(1) 申請受付期間

令和3年11月1日（月）（予定）～令和4年1月31日（月）

(2) 申請方法

申請は、事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから、インターネットを利用した電子申請により申請を行ってください。

電子申請は11月1日（予定）に以下の厚生労働省ホームページに掲載されますので、当該ホームページから電子申請を選択して申請を行ってください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

（利用上の留意事項）

- ・パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請可能です。
- ・インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の問合せ先までご連絡ください。

（問合せ先）

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

(3) 申請内容

電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用（品目、数量、金額等）を入力していただきます。

なお、申請は必ず事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから申請して下さい。費用が確定しない段階における概算での申請はありませんのでご注意ください。

※申請内容の入力方法等は、追って厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※領収書等の証拠書類の提出は省略しますので、必ず医療機関等において交付決定から5年間は保管しておいて下さい。

補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定及び交付額確定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

留意事項

- (1) 本補助金を活用し30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくこととなります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-3595-2225）までご連絡ください。

- (2) 令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和5年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医療経理室あて（電話番号）03-3595-2225

- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。
(4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

問合せ先

厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

2. 新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求書・実績報告書様式（8月9分）について（日医発 R3.10.11付 事務連絡F）

令和3年6月24日付「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（健Ⅱ174F）（R3.6.25 Update No.17）において、追って示すこととしていた8月以降の請求における様式について、今般、厚生労働省より別添様式が示され、本会HPの掲載内容も更新いたしましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

■日本医師会ホームページ内掲載場所：

『新型コロナウイルス感染症の予防接種について（医療機関、医師会向けページ）』

ホーム>医師のみなさまへ>感染症関連情報>新型コロナウイルス感染症>新型コロナウイルス感染症の予防接種について（医療機関、医師会向けページ）

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

- ◆（8～9月分）（医療機関入力用エクセル）請求書・実績報告書（診療所用・病院用）

（令和3年10月11日）

- ◆（8～9月分）（手書き用）請求書・実績報告書

様式1

様式2・3（診療所用）

様式2・3（病院用）

※参考：厚生労働省関連ホームページ

『新型コロナウイルスワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ』

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>感染症情報>新型コロナウイルス感染症について>新型コロナウイルスワクチンについて>新型コロナウイルスワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html